宛先: 000ダミー <0000xLG835F837E815Bz@pref.shizuoka.lg.jp>,
Cc:
Bcc:
件名: 静岡県認定農業者メールマガジン第433号「家賃支援給付金（ガイドライン）」の一部改正についてのご案内）
送信元: メール__農業ビジネス課/__ - 木曜日 2020/12/10 16:09

□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■
静岡県認定農業者メールマガジン
「認定マガジン」第４３３号
令和２年12月10日発行
□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

静岡県の認定農業者のみなさん、こんにちは。

今回は、「家賃支援給付金（ガイドライン）」の一部改正について、お知らせします。

「家賃支援給付金」は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするため、地代・家賃の負担軽減を目的に支給するものです。

このたび、令和２年11月20日付けで農林水産省の「農地等に係る賃貸借契約の家賃支援給付金の審査実務における取扱いについて」（ガイドライン）が一部改正されました。

［改正内容］
・農業委員会、市町村、農地バンクが必要な情報を整理し発行した証明書を、「農地等の賃貸借を証する書類」として認める。
・賃貸借契約の賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の取引は給付の対象外となっているが、農事組合法人等で代表権が複数の理事に分散し、単独行使できない場合には給付可能。

なお、農地バンク事業の場合については、
①農用地等の貸付について（農地バンクから受け手に対する通知）
②農用地等の賃貸状況通知書兼賃借料等の引落通知書（農地バンクから受け手に対する通知）に農用地利用配分計画と同じ内容が記載されています。
※活用する際は、申請者が実際の月額相当額を計算し、これらの書類の総額に併記する必要があります。（記入例：ガイドラインP7）

［ガイドライン（農林水産省HP）］
https://yachin-shien.go.jp/docs/pdf/guideline_nouchi.pdf

［リーフレット（農林水産省HP）］
https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/yachinshien_nouchi.pdf

制度に関するお問合せは、以下のコールセンターあてご相談ください。

家賃支援給付金コールセンター　０１２０-６５３-９３０
受付時間8：30～19：00　平日・日曜日対応（土曜日・祝日除く）

【担当課】静岡県農業ビジネス課　電話054-221-2617

==========
認定マガジン第４３３号はいかがだったでしょうか。
これからも、皆さんが楽しめ、参考になる記事を配信していきたいと思います。
また、バックナンバーも県ホームページに掲載しています。
http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320/nougyo/ninteinougyousya.html

○今後配信の必要のない方は、お手数ですが下記宛に配信停止のご連絡をお願いします。
その際は『認定マガジン』の配信停止である旨、ご記載願います。

○メールアドレスの変更等の場合は、認定マガジン配信先の変更希望と記載の上、新メールアドレス、旧メールアドレス、お名前を下記までお知らせ下さい。

静岡県　経済産業部　農業ビジネス課　担い手育成班
Ｅ-mail　nougyoubiz@pref.shizuoka.lg.jp
ＴＥＬ　054-221-2754

ＦＡＸ　　054-221-3688
==========